

- 職業適性ノ調査ニ關スル事項
- 勞務資源ノ調査ニ關スル事項
- 勞務動員計畫實施ノ總括ニ關スル事項
- 他課ノ主管ニ屬セザル事項

- 勞務課
- 勞務要員ノ斡旋充足ニ關スル事項
- 職業指導ニ關スル事項
- 入營者職業保障法ノ施行ニ關スル事項
- 勞務者ノ募集、勞務供給事業及私營職業紹介事業ニ關スル事項

- 勞務者ノ使用及雇入ノ規制ニ關スル事項
- 其ノ他職業紹介事業ニ關スル事項

登錄課

- 國民職業能力ノ登錄ニ關スル事項
- 國民徵用ニ關スル事項
- 國民勞務手帳制度及從業者移動防止ニ關スル事項

技能課

- 技能者ノ養成ニ關スル事項
- 幹部機械工ノ養成ニ關スル事項
- 技術者檢定ニ關スル事項
- 技能檢査ノ施行ニ關スル事項
- 學校卒業者使用制限ニ關スル事項

轉職課

- 職業轉換ノ指導ニ關スル事項
- 國民勤勞訓練ニ關スル事項
- 職業輔導ニ關スル事項
- 授産及内職ノ施設ニ關スル事項
- 其ノ他失業對策ニ關スル事項

貸家組合法施行期日の件公布

貸家組合法の施行期日については昭和十六年七月四日勅令第七百三十九號を以て公布を見、昭和十六年七月七日よりいよいよ施行されることとなつたが、之を掲ぐれば次の如く、なほ貸家組合登記令も同日勅令第七百四十號として共に七月五日付官報を以て公布せられた。

貸家組合法施行期日ノ件 (昭和十六年七月四日勅令第七百三十九號)

貸家組合法ハ昭和十六年七月七日ヨリ之ヲ施行ス

保健婦規則並に私立保健婦學校

保健婦講習所指定規則等の公布

我が國の厚生施設中重要な役割りを擔つてゐる保健婦制度につきその資格能力の統一と向上を期するため保健婦規則の制定が要望せられてゐたが、同規則は昭和十六年七月十日付官報を以て厚生省令第三十六號として公布を見るに到つた。同規則並に七月十六日付厚生省告示第三百一號の私立保健婦學校保健婦講習所指定規則を掲ぐれば以下の如くである。尚、同じく七月十六日厚生省告示第三百二號を以て定められたる保健婦規則第八條所定の徽章は別掲の如くである。

保健婦規則 (昭和十六年七月十日厚生省令第三十六號)

第一條 保健婦ノ名稱ヲ使用シテ疾病豫防ノ指導、母性又ハ乳幼児ノ保健衛生指導、傷病者ノ療養輔導其ノ他日常生活上必要ナル保健衛生指導ノ業務ヲ爲ス者(以下保健婦ト稱ス)ハ年齢十八年以上ノ女子ニシ

テ左ノ各號ノ一ニ該當シ地方長官ノ免許ヲ受ケタル者ニ限ル

- 一 保健婦試験ニ合格シタル者ニシテ三月以上本條本文ノ業務ヲ修業シタルモノ
- 二 厚生大臣ノ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者

地方長官免許ヲ與フルトキハ保健婦免狀ヲ下付ス

第二條 精神病者、傳染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムル者ニハ免許ヲ與ヘザルモノトス

第三條 保健婦試験ハ地方長官之ヲ施行ス

第四條 保健婦試験ハ一年以上看護又ハ産婆ノ學術ヲ修業シタル者ニ非ザレバ之ヲ受クルコトヲ得ズ

第五條 試験ハ左記科目ニ付之ヲ行フ但シ看護婦規則

第二條第一項各號ノ一ニ掲グル資格ヲ有スル者ニ付テハ第一號、第二號及第八號乃至第十號ノ科目ノ試験ヲ免ズルコトヲ得

- 一 解剖學大意
- 二 生理學大意
- 三 環境、産業及學校衛生意
- 四 結核其ノ他慢性傳染病豫防並ニ寄生蟲病豫防大意
- 五 急性傳染病豫防大意
- 六 母性及乳幼児衛生大意
- 七 榮養大意
- 八 救急處置及消毒方法
- 九 糊帶術及治療器械取扱方大意
- 十 看護方法
- 十一 衛生法規大意
- 十二 社會事業大意

十三 社會保險大意

第六條 保健婦傷病者ノ療養補導ヲ爲ス場合ニ於テ主

治醫師アルトキハ其ノ指示ヲ受クルコトヲ要ス

第七條 保健婦其ノ業務執行上必要アルトキハ看護婦

規則第一條及第十一條ノ規定ニ拘ラズ看護ノ業務ヲ爲スコトヲ得

第八條 保健婦其ノ業務ニ從事スル場合ニ於テハ厚生

大臣ノ定ムル徽章ヲ佩用スベシ

第九條 第一條第一項ノ規定ニ依ル地方長官ノ免許ヲ

受ケズシテ保健婦ノ名稱ヲ使用シ同條第一項ノ業務ヲ行ヒタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 看護婦規則第六條乃至第十條ノ規定並ニ其ノ

罰則ノ規定ハ保健婦ニ之ヲ準用ス

第十一條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ

警視總監トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

看護婦規則第二條第一項各號ノ一ニ掲グル資格又ハ産

婆規則第一條各號ノ一ニ掲グル資格ヲ有スル者ニシテ

本令施行ノ際引續キ一年以上第一條第一項ノ業務ニ從

事スルモノ本令施行後三月以内ニ願出デタルトキハ第

一條第一項ノ規定ニ拘ラズ地方長官ハ免許ヲ與フルモ

ノトス

前項ニ該當セザル者ニシテ本令施行ノ際現ニ第一條第

一項ノ業務ニ從事スルモノ本令施行後三月以内ニ願出

デタルトキハ第一條第一項ノ規定ニ拘ラズ地方長官ハ

其ノ履歷ヲ審査シ免許ヲ與フルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ第一條第一項ノ業務ニ從事スル者ニ

シテ本令施行後三月以内ニ地方長官ニ願出デタルモノ

ニ對シテハ昭和十八年三月三十一日迄第九條ノ規定ヲ適用セズ



直徑 二五耗
厚 二耗
表 七寶燒 白地
外周邊 銀色
撫子花草 桃色、花瓣ノ
周邊銀色、「健」字章 紫
青色、「健」字周邊銀色
白地金屬製蓋
裏 堅牢ナル衣留バネヲ附ス

私立保健婦學校保健婦講習所指定規則

(昭和十六年七月十六日
厚生省告示第三百一號)

第一條 私立保健婦學校、保健婦講習所ニシテ保健婦

規則第一條第一項第二號ノ指定ヲ受ケントスルトキ

ハ其ノ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ地方長官ヲ經由

シ厚生大臣ニ申請スベシ

一 名稱、位置及設立年月日

二 學則

三 第二條ノ指定ノ種別

四 教室ノ數及其ノ坪數並ニ生徒ノ定員

五 生徒寄宿舎ノ設備アルトキハ其ノ室數及坪數並

ニ寄宿生徒ノ定員

六 教授用並ニ實習用ノ器具、器械、標本及模型ノ

目錄

七 設立者ノ履歷(設立者法人ナルトキハ定款又ハ

寄附行爲)及學校長又ハ講習所長ノ履歷並ニ教師

ノ氏名、履歷及擔當科目

八 實習用ニ供スル病院ノ名稱及其ノ內容概要

九 保健婦業務ノ臨地訓練用ニ供スル保健所其ノ他

ノ施設ノ名稱及其ノ內容概要

十 現在生徒ノ學年又ハ學期別人員

十一 卒業生ノ員數及卒業後ノ情況

十二 經費收支豫算及最近二年間ノ決算

十三 維持ノ方法

十四 敷地建物ノ圖面

第二條 指定ヲ爲スベキ學校又ハ講習所ハ之ヲ第一

種、第二種及第三種トス

第三條 指定ヲ爲スベキ第一種ノ學校又ハ講習所ハ左

ノ各號ニ該當シ厚生大臣ニ於テ其ノ管理及維持ノ方

法確實ニシテ其ノ成績佳良ト認ムルモノニ限ル

一 入學資格ハ高等女學校卒業者又ハ之ト同等以上

ノ學力ヲ有スル者ナルコト

二 修業年限ハ學說、臨床看護ノ實習、臨地訓練等

ヲ通ジテ二年以上トシ内千二百時間以上臨床看護

ノ實習ニ從事シ三月以上保健所法ニ依ル保健所其

ノ他適當ナル施設ニ於テ保健婦業務ノ臨地訓練ニ

從事スルモノナルコト

三 保健婦規則第五條各號ノ學科目ハ必修科目トシ

テ教授スルモノナルコト

四 生徒ノ定員ニ對シ相當ナル教授用建物及必要ナ

ル教材ノ設備アルコト

五 實習用ニ供スベキ病院ガ保健婦養成上適當ナル

モノナルコト

六 臨地訓練用ニ供スベキ施設ガ保健婦養成上適當

ナルモノナルコト

第四條 指定ヲ爲スベキ第二種ノ學校又ハ講習所ハ左

ノ各號ニ該當シ厚生大臣ニ於テ其ノ管理及維持ノ方法確實ニシテ其ノ成績佳良ト認ムルモノニ限ル

一 入學資格ハ看護婦タルノ資格ヲ有スル者ナルコト

二 修業年限ハ學說及臨地訓練等ヲ通ジテ六月以上トシ内三月以上保健所法ニ依ル保健所其ノ他適當ナル施設ニ於テ保健婦業務ノ臨地訓練ニ從事スルモノナルコト

三 保健婦規則第五條第三號乃至第七號及第十一號乃至第十三號ノ學科目ハ必修科目トシテ教授スルモノナルコト

四 前條第四號乃至第六號ニ掲グル要件ヲ具備スルモノナルコト

第五條 指定ヲ爲スベキ三種ノ學校又ハ講習所ハ左ノ各號ニ該當シ厚生大臣ニ於テ其ノ管理及維持ノ方法確實ニシテ其ノ成績佳良ト認ムルモノニ限ル

一 入學資格ハ產婆タルノ資格ヲ有スル者ナルコト

二 修業年限ハ學說、臨床看護ノ實習、臨地訓練等ヲ通ジテ一年以上トシ内六百時間以上臨床看護ノ實習ニ從事シ三月以上保健所法ニ依ル保健所其ノ他適當ナル施設ニ於テ保健婦業務ノ臨地訓練ニ從事スルモノナルコト

三 第三條第三號乃至第六號ニ掲グル要件ヲ具備スルモノナルコト

第六條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニ於テハ第一條第一號、第二號、第四號、第五號、第七號乃至第九號又ハ第十三號ノ事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク地方長官ニ届出ヅベシ

第七條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニ於テ別科生

等ヲ入學セシムルトキハ其ノ學籍簿ヲ別冊トスベシ

指定ノ效力ハ前項ノ生徒ニ及バズ

第八條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニ於テハ左ノ各號ノ一ニ該當スル生徒ハ之ヲ卒業セシムルコトヲ得ズ

一 學則所定ノ學說授業時數中授業ヲ受ケザルコト三分ノ一以上ニ及ブ者

二 學則所定ノ臨床看護ノ實習時數中實習ヲ受ケザルコト三分ノ一以上ニ及ブ者

三 學則所定ノ臨地訓練ノ日數中訓練ヲ受ケザルコト三分ノ一以上ニ及ブ者

第九條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニ於テ入學試験、學期試験若ハ卒業試験ヲ施行セントスルトキハ十日前ニ地方長官ニ届出ヅベシ

第十條 地方長官ハ官吏又ハ吏員ヲ派遣シテ試験ニ立會ハシムルコトアルベシ

第十一條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ハ每學年ノ卒業者ノ氏名及生年月日ヲ遲滞ナク地方長官ニ届出ヅベシ

第十二條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ハ毎年七月末日迄ニ左ノ事項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

一 前年度經費收支決算ノ細目

二 當該年度經費收支豫算ノ細目

三 生徒ノ前學年又ハ前學期末ニ於ケル人員

四 前年度中行ヒタル臨床看護ノ實習並ニ臨地訓練ノ狀況

第十三條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニシテ本令ニ違反シ又ハ第三條、第四條若ハ第五條ノ要件ノ一ヲ失ヒ其ノ他成績不良ナリト認メタルトキハ厚生大臣ハ其ノ指定ヲ取消スコトアルベシ

朝鮮住宅營團令の公布

内地に於ける住宅營團法の公布及施行に即應し朝鮮に於ても昭和十六年六月十四日制令第二十三號を以て朝鮮住宅營團令の公布を見るに到つたが、之を掲ぐれば次の如くである。

朝鮮住宅營團令 (昭和十六年六月十四日 制令第二十三號)

第一章 總則

第一條 朝鮮住宅營團ハ勞務者其ノ他庶民ノ住宅ノ供給ヲ圖ルコトヲ目的トス

朝鮮住宅營團ハ法人トス

第二條 朝鮮住宅營團ハ其ノ主タル事務所ヲ京城府ニ置ク

朝鮮住宅營團ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 朝鮮住宅營團ノ資本ハ二百萬圓トシ政府之ヲ出資ス

第四條 朝鮮住宅營團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 資本金額及資産ニ關スル事項
- 五 役員及會議ニ關スル事項
- 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
- 七 朝鮮住宅債券ノ發行ニ關スル事項
- 八 會計ニ關スル事項